

# 奈良時代の借錢について

山本祥隆

## I はじめに

奈良時代には平城京を中心に銭貨が一定程度流通し、またそれを媒体とする借錢が行われていた。本稿では、その借錢の分析を通していわゆる下級官人像を再考するとともに、奈良時代の官司運営のあり方や社会の実相、およびその変容などを垣間見ることが目指す。その際、素材としては正倉院文書中に数多く残る借錢関連文書（主に借錢解の類）を主軸に据え、また平城宮・京出土品を中心とする木簡などにも目配りすることとする。

ところで、奈良時代の借錢というと、宝亀年間（770～781）に奉写一切経所で行われたいわゆる月借錢が著名である。正倉院文書中に月借錢解をはじめとする約100通の関連史料が残ることもあり、先行研究の多くはこの月借錢の考察に集中する。だが、奈良時代の借錢は月借錢に限られるものではなく、私見では「月」借錢という呼称や形態の定着にも奈良時代中における銭貨運用の変遷の一端が反映していると考え（詳細は後述）。また、律令では稲粟出挙とともに銭貨出挙にも「出挙」の語が用いられ、さらに事例は少ないものの無利息貸与も行われていたようである。そのため本稿では、銭貨を媒体とする貸借関係一般（有利子・無利子双方を含む）を総じて「借錢」と称することとし、また宝亀年間の奉写一切経所での月借錢に限らず、広く借錢全般を考察の対象に据える。

さらに、周知のごとく奈良時代には稲粟、とりわけイネを媒体とするイネ出挙が列島全土で広域に行われており、単に「出挙」と言えばイネ出挙（有利子）を指すのが一般的である<sup>1</sup>。このイネ出挙は列島における古くからの農業慣行に深く立脚したものと考えられ、また少なくとも律令の上では借錢とイネ出挙に関する規定が密接な関わりのもと立条されていることもあり、イネ出挙は借錢に対して無視できないほどの影響を与えていた可能性がある。そのため本稿では、イネ出挙の特徴やあり方を踏まえつつ、それと借錢との比較などを交えながら論を進めたい。

## II 研究史

借錢（主に月借錢）の研究史については栄原永遠男氏により整理されているが<sup>2</sup>、本稿でも最初にその概要をごく簡単に振り返っておきたい。

借錢関連研究の嚆矢となるのは、相田二郎氏の論考である<sup>3</sup>。今を遡ること100年前、相田氏は主として月借錢解から月借錢に対する基礎的な考察を加え、そこから経師（写経生）の生活の苦しさを論じられた。借錢関連研究のその後の潮流と、いわゆる下級官人層に対するイメージに多大な影響を与えた論考である。相田氏が説かれたような借金を重ねて生活に窮する下級官人たちの姿は、栄原永遠男氏の論考により一層具体化され、また定着してゆくこととなる<sup>4</sup>。

加えて、鬼頭清明氏が出挙銭の分析により律令国家財政の構造を把握する方向性を打ち出され<sup>5</sup>、弓野瑞子氏が奉写一切経所の財政機構の分析を行われるなど<sup>6</sup>、財政史的観点からの研究も進められた。

一方、中村順昭氏は写経生が生活の困窮から月借錢を利用したことを認めつつも、それだけでは説明しがたい点もあることを指摘された<sup>7</sup>。また、近年では下級官人たちは必ずしも生活に窮していた訳ではないとの見解も提示されている<sup>8</sup>。

新たな潮流に応じるように、近年、山下有美氏から月借錢における写経所の主導性を強調する論考が発表された<sup>9</sup>。また市川理恵氏は、比較的裕福な下級官人が月借錢をテコに出世の足掛かりを掴もうとするという、官人たちの上昇志向とその手段としての月借錢という新たなイメージを主張された<sup>10</sup>。かつて下級官人の生活の困窮を説かれた栄原永遠男氏も、最近の論考では月借錢を写経所の財源を確保するために上馬養が主導したものと捉え、月借錢を借りたのは上馬養の勧誘にやむを得ず応じた人々であった、との見解を提示されている<sup>11</sup>。

以上のように、かつていわゆる下級官人層は生活に苦しむ人々と解され、また月借錢はその象徴ともされてきたが、近年は新たな下級官人像が構築されつつあり、また月借錢についての理解も単なる高利貸しという以上の機能や役割を想定する見解が提示されてきている。本稿は、このような近年の研究動向の驥尾に付すものである。

なお、上記のような諸研究はいずれも宝亀年間（770～781）の奉写一切経所で運用されたいわゆる月借錢についての分析を主軸とする。これに対し、中世史研究からの提言<sup>12</sup>も踏まえつつ、いわゆる月借錢以外の借錢についても広く目配りを施した研究として、三上喜孝氏の論考は特筆に値する<sup>13</sup>。本稿はこの三上氏の視角を継承するものであり、加えてイネ出挙との比較等も試みることは前述のとおりである。

### Ⅲ 正倉院文書中の借錢関連文書

最初に、借錢研究の主軸となる正倉院文書中の借錢関連文書の状況を確認すると、それらは以下の2群に大別される。

(A) 宝亀年間(770~781)の奉写一切経所の月借錢解(約100通)<sup>14</sup>

(B) 天平勝宝・宝字年間(749~765)の借錢解類(9通)<sup>15</sup>

- ①天平勝宝2年(750)5月6日出挙銭解(大日古3-391)
- ②天平勝宝2年(750)5月15日出挙銭解(大日古3-395)
- ③天平勝宝2年(750)5月26日出挙銭解(大日古3-405)
- ④天平勝宝2年(750)6月5日借貸銭解(大日古3-406)
- ⑤天平宝字2年(758)2月上道真浄月借錢解(大日古4-261)
- ⑥天平宝字2年(758)6月27日氏未詳真養月借錢啓(大日古4-273)
- ⑦某年11月1日長瀬若麻呂啓(大日古25-245)
- ⑧天平宝字5年(761)8月29日丸子人主月借錢解(大日古4-508)
- ⑨某年2月18日阿刀人成借錢注文(大日古21-240)

A群の分析から、先行研究では月借錢の特徴として以下の諸点が指摘されている。

- (い) 月あたり13%または15%の高利<sup>16</sup>
- (ろ) 返済は布施支給の直後になされることが多く、返済期限は必ずしも守られない
- (は) 質物は布施の布の場合が多いが、家や土地などが質とされることもあり、その場合は期限内に返済される割合が高まる
- (に) 将来支払われる予定の布施の、実質的な前借りとして機能していた
- (ほ) 個人が単独で借り入れ申請する場合は保証人が置かれることが多かった

注目すべきは、やはり(い)高利である点である。これは年利156%または180%に相当し、また後ほど取り上げる養老雑令19公私以財物条で規定された利率(60日ごとに最大8分の1=12.5%)の2倍以上に達する。加えて(は)質物や(ほ)保証人が求められることも多く、条件としてはかなり厳しく感じられる。

このような月借錢を、写経生たちは一人で何度も繰り返し借り受けていた<sup>17</sup>。以上の状況に鑑みれば、なるほど写経生をはじめとするいわゆる下級官人層の生活を苦しく見積もるかつての通説的理解にも、一定の根拠が認められるように感じられる。

だが、上記のような見解に問題があることも事実である。第一に、主としてA群の月借錢解のみから導き出されたイメージであること。正倉院文書中にはB群の史料も存し、また内容的に充実するA群の遺存状況も偶然に依る部分が大きいのであるから、B群なども含めた総合的な理解を目指すべきであろう。第二に、先行研究では、それぞれ若干ニュアンスや文言は異なるものの総じて月借錢を「月ごとに一定の利息がかかる借錢」と定義しているが、これはあくまで広義の借錢の一形態であり、そのみに依拠した考察は危険と考えられること。この点を確認するために、以下では章を改め、借錢に関わる木簡を集成し、通覧してみたい。

|     |    |
|-----|----|
| No. | 出典 |
|-----|----|

| No | 出典                               | 出土遺跡                    | 釈文                                                                                                                                                                                                                                             |
|----|----------------------------------|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 城23-13上(113)                     | 平城京左京三条二坊一・二・七・八坪長屋王邸   | 四月十八日○出拳錢                                                                                                                                                                                                                                      |
| 2  | 城27-15上(181)                     | 平城京左京三条二坊一・二・七・八坪長屋王邸   | ・千稻百〈文借・〇〇〔書カ〕吏十文□                                                                                                                                                                                                                             |
| 3  | 城24-21下(182)                     | 平城京左京二条二坊五坪二条大路濠状遺構(北)  | ・出拳錢数〇／古斐卅七文／美濃麻呂七文／若佐五文／／船五文／沙美五文／魚麻呂四文／〇合六十二文\天平五年二月九日                                                                                                                                                                                       |
| 4  | 宮町木簡概報2-4頁-(28)(木研22-110頁-2(14)) | 宮町遺跡                    | 刑部□〔多カ〕麻呂解○請月借                                                                                                                                                                                                                                 |
| 5  | 平城宮1-70                          | 平城宮内裏北方官衙地区             | ・申請月借錢事〈〉・□□□□〔依録状謹解カ〕〇□〔証カ〕人大□□〔伴宿カ〕                                                                                                                                                                                                          |
| 6  | 平城宮1-79                          | 平城宮内裏北方官衙地区             | ・〇〈〉\〇津〇玖〇余々〇美〇字我礼□□□□□□\故〇故〇□〔解カ〕〇由由我礼由由〇男\〇所\〇謹解〇川口関務所〇本土返還夫人事〇伊勢国\〇□〇夫人男\〇\〇故漢〇□〇解解解務都本善礼我還事\□〔尊カ〕□白大郎尊者\□下\借錢請□右取□□\〇〈〉・□□□□□□□□〔皇皇皇皇皇皇皇皇〕\〇未未未未未未\〇皇皇皇皇皇皇皇皇讚讚讚讚讚讚\雁雁雁雁雁雁雁雁雁雁寒雁雁雁雁雁雁雁□□\〇未〇未未未未\〇遠量疏疏応未未反反其勞結結雁雁苞□\〇未未未未未未\〇□書□〔疏カ〕□□〇未之□□ |
| 7  | 城43-14上(74)                      | 平城宮東方官衙地区               | ・出拳帳・八歳七月                                                                                                                                                                                                                                      |
| 8  | 城39-7下(4)                        | 平城宮東方官衙地区               | ・謹解〇申請出拳錢事\□〔合カ〕□□\路〇相知路並倉路並倉□                                                                                                                                                                                                                 |
| 9  | 木研35-11頁-(5)                     | 平城京右京一条三坊十三・十四坪(西大寺旧境内) | ・謹解〇申請出拳錢事・〇□                                                                                                                                                                                                                                  |
| 10 | 平城宮2-2765                        | 平城宮東院地区西辺               | ・借錢請錢十二→・〇四月廿□→                                                                                                                                                                                                                                |
| 11 | 城17-9上(24)                       | 平城宮第二次大極殿院・内裏東方官衙地区     | ・謹解申請錢□→・西□〔家カ〕借米三十→                                                                                                                                                                                                                           |
| 12 | 城17-10上(40)                      | 平城宮第二次大極殿院・内裏東方官衙地区     | ・十日国人錢廿文借→・七日主人家衣質借□□\三日七日八〇八〇□□→\〇□□                                                                                                                                                                                                          |
| 13 | 木研17-62頁-(37)                    | 平安京跡右京八条二坊二町            | ・謹解〇申請借錢事・〇□□□□〔十九年三カ〕                                                                                                                                                                                                                         |

## 借銭関連木簡の出十点

借錢関連木簡の出土点数は必ずしも多くないが、管見に及んだ事例をまとめたのが表1である<sup>18</sup>。この表から読み取れる事柄として、以下のような諸点が挙げられる。

(ア) 出土が都城遺跡に限られる

(イ)「出挙銭」「月借錢」「借請銭」「借錢」など、多様な呼称が用いられている

(ウ) 奈良時代（から平安時代初頭にかけて）の各時期に万遍なく分布する

(ア)は、古代における錢貨の流通範囲についての通説的理解に対応するものとして、素直に首肯されるところである<sup>19</sup>。



| 法 量          | 型式番号 | 時 期                 | 備 考                     |
|--------------|------|---------------------|-------------------------|
| (129)・24・2   | 019  | 710～716頃            | 長屋王家木簡                  |
| 94・17・6      | 032  | 710～716頃            | 長屋王家木簡<br>借錢の付札？        |
| 144・49・4     | 011  | 天平5年(733)           | 二条大路木簡                  |
| —            | 091  | 8世紀中頃(740年代カ)       |                         |
| (205)・(9)・3  | 081  | 天平19年(747)頃         | 城35-15上で釈文訂正            |
| (349)・(64)・8 | 081  | 天平19年(747)頃         | 習書                      |
| (83)・24・7    | 061  | 天平勝宝8歳(756)         | 題籤軸<br>銭以外の出挙に関わる可能性もあり |
| (243)・(23)・3 | 081  | 宝亀2・3年(771・772)頃    | 習書カ                     |
| (250)・(22)・4 | 081  | 神護景雲～宝亀年間(767～781)頃 |                         |
| (89)・16・4    | 019  | (奈良時代)              |                         |
| (115)・(20)・2 | 081  | (奈良時代)              |                         |
| (93)・25・2    | 059  | (奈良時代)              |                         |
| 193・(12)・3   | 081  | 延暦19年(800)カ         | 出土地は平安京の西市外町に南接する       |

※出典・出土遺跡・釈文・法量・型式番号は、奈良研木簡データベース「木簡庫」(<http://mokkanko.nabunken.go.jp/ja/>)に依拠した

重要なのは(イ)である。ここからは、月借錢があくまで広義の借錢の一形態であることが改めて認識される。特に宝亀年間の奉写一切経所での月借錢と同時期の(またはその可能性がある)木簡No.8・9で「出挙銭」、それらより時期が降る木簡No.13で「借錢」の語が用いられていることは注目すべきであろう。

(ウ)からは、奈良時代を通じて借錢が一定程度実施されていたことが知られ、やはり正倉院文書中の借錢文書の遺存状況は偶然による偏りが大きいことが確かめられる。また、月借錢に限らず広く借錢全般を通覧する姿勢の有効性を支持するものでもあろう。なお、これまでは月借錢成立の画期として、次の史料が挙げられることが多かった。

## 【史料1】『続日本紀』天平16年(744)4月丙辰(23日)条

以下始宮ニ紫香樂宮一、百官未上レ成、司別給ニ公廩錢一。惣一千貫。交開取レ息、永充ニ公用一、不レ得レ損ニ失其本一。每年限ニ十一月一、細録ニ本利用状一、令レ申ニ太政官一。

現在のところ、「月借錢」の語の初見はまさにこの時期のものとみられる木簡No.4と考えられ、【史料1】にみえる諸司への「公廩錢」の支給が借錢の展開、あるいは月借錢形式の成立などに関するひとつの画期となった可能性は考えられる。一方で、【史料1】に先行する木簡No.1～3なども存することから、それ以前にも何らかのかたちで広義の借錢が行われていたことも、同時に認めねばならない。

ところで、三上2004(註13前掲)は木簡No.6に関して、借錢の文言が習書の対象となっていることは借錢文書の作成機会が日常的に存在したことを示すとの指摘をなされている。首肯すべき見解であろう。むしろ、正倉院文書中に紙媒体の借錢文書が多量に残ることに鑑みれば、これまでは文書と解されることが多かった木簡No.4・5・8・9・13なども(紙へ清書する前の練習や文例〔雛型〕の書写などを含む広義の)習書であり、正文は紙に記される場合が多かったと解釈する余地もあるかもしれない<sup>20</sup>。仮にそのように理解するならば、借錢関連木簡の出土点数があまり多くないことも、素直に了承されるところである<sup>21</sup>。

## V 雑令の出挙関連規定

このように、借錢は奈良時代を通じて一定程度実施されていたと考えられるが、養老雑令には借錢を含む出挙に直接関わる条文が3条立てられている。

【史料2】養老雑令19公私以財物条・20以稻粟条・21出挙条<sup>22</sup>(条文番号は筆者付記)

19 凡公私以ニ財物一出挙者。任依ニ私契一。官不レ為レ理。毎ニ六十日一取レ利。不レ得レ過ニ八分之一一。雖レ過ニ四百八十日一。不レ得レ過ニ一倍一。家資尽者。役レ身折酬。不レ得ニ廻レ利為一レ本。若違レ法責レ利。契外掣奪。及非ニ出息之債一者。官為レ理。其質者。非レ対ニ物主一。不レ得ニ輒売一。若計レ利過レ本不レ贖。聽下告ニ所司一対売上。即有レ乘還之。如負レ債者逃避。保人代償。

20 凡以ニ稻粟一出挙者。任依ニ私契一。官不レ為レ理。仍以ニ一年一為レ断。不レ得レ過ニ一倍一。其官半倍。並不レ得下因ニ旧本一。更令レ生レ利。及廻レ利為上レ本。若家資尽。亦准ニ上条一。

21 凡出挙。両情和同。私契。取レ利過ニ正条一者。任人糾告。利物並賞ニ糾人一。

『令集解』が雑令を欠くこともあり、当該3条の大宝令文の復原には困難を伴う。ただし、復原唐令<sup>23</sup>や天聖令<sup>24</sup>を参看すると、3条とも唐令と養老令との規定はよく似通っており、特に養老令21出挙条は対応する復原唐令一九条（開元25年令）・天聖令不行唐令14条とほぼ同文である。また、養老令19公私以財物条・20以稻粟条のうち対応唐令との相違部分については、その多くが七世紀以前または大宝律令施行期に実施されていることが認められるため、七世紀以前からの慣習を大宝令段階で取り込んで立項し、それが養老令に引き継がれたものと考えられる。大宝令での出挙関連規定の復原や唐令との比較検討などについての詳細は別稿を期すこととし、本稿では仮に、大宝雑令における出挙関連規定は養老雑令のそれと大差ないものであった、と想定することとする。

以上から便宜的に養老令文を参照すると、19公私以財物条の「役身折酬」規定が20以稻粟条で「若家資尽。亦准二上条一。」とされるなど、財物出挙と稻粟出挙との間に有機的な関係性が付与されている様子を看取できる。借錢とイネ出挙との間にも何らかの連関が存在した可能性を示唆するものであろう。

一方、条文が財物出挙→稻粟出挙の順に配列されているのは、貨幣経済が十分に発達した唐の令文を直接的に継受したことによるものであろう。先に見たように、借錢関連木簡の出土が都城遺跡に限定されるのに対し、イネ出挙が広く列島の地域社会で実施されていたことは諸国の正税帳類や地方出土木簡などから明らかである。したがって、少なくとも日本においては古くからの農業慣行を継承する要素を多分に含むイネ出挙の在り様が、貨幣の流通とともに徐々に普及してきた借錢に対して大きな影響を与えた可能性を想定すべきであろう。以下では章を改め、まずはイネ出挙の特徴を概観し、それが借錢に与えた影響の抽出を試みることにする。

## VI イネ出挙と借錢

それでは、イネ出挙の在り様を踏まえつつ、それと借錢の関係を考察してみよう。

イネ出挙の大きな特徴として、春および夏に貸付が、秋または冬に返済が行われることが決まっていた点が挙げられる。稲作の一年単位のサイクルに、必然的に束縛される一面と言える。また、当時のイネ出挙のうち、公出挙の利率（実質的な年利）は原則として5割であった<sup>25</sup>。

ここで正倉院文書B群の各文書をみると、①天平勝宝2年（750）5月6日出挙銭解（大日古3-391）には「秋時不<sub>レ</sub>過成而進上」、②天平勝宝2年（750）5月15日出挙銭解（大日古3-395）には「八箇月内半倍進上」と、まるでイネ出挙の在り様に影響を受けたような文言が認められる<sup>26</sup>。ここからも、借錢に対してイネ出挙が影響を与えていた様子が

うかがわれる。

さらに、イネ出挙に関して興味深いのは、返済期限前に債務者が死亡した場合、元本・利息双方の返済免除が公認されていたことである。天平9年度(737)豊後国正税帳の一部を、仮の行番号を付して確認しよう<sup>27</sup>。

【史料3】天平9年度豊後国正税帳(球珠郡部、大日古2-43・44)

- 1 出挙陸仟貳伯壹拾貳束〈死伯姓五十六人、免給稲一千／八百五十束〉
- 2 定納本肆仟參伯陸拾貳束
- 3 利貳仟壹伯捌拾壹束
- 4 合應納陸仟伍伯肆拾參束
- 5 見納肆仟玖拾捌束
- 6 未納貳仟肆伯肆拾伍束

1行目割書に、死亡債務者数(56人)と死亡者への貸付額(=「免給稲」、1850束)が記される。これが1行目の「出挙」(=貸付総額)6212束から減じられたものが2行目の「定納本」4362束、その5割が3行目の「利」2182束となっており( $6212 - 1850 = 4362$ 、 $4362 \times 0.5 = 2181$ )、また「定納本」と「利」を合わせたものが4行目の「合應納」6543束である( $4362 + 2181 = 6543$ )。この「合應納」は、5行目の「見納」4098束と「未納」2445束から構成される( $6543 = 4098 + 2445$ )。

この書式からは、「合應納」が返済されるべきイネの総額で、そのうち「見納」が実際に返済された額、「未納」は文字通り未納額であることが明らかである。すると、「合應納」から予め減じられる「免給稲」(とその利息相当額925束)は、返済免除が容認されていたこととなる。正税帳は公的な上進文書(公文)であるから、そこに明記される債務者死亡による本稲・利稲の返済免除は、公的に認められていたとみなさねばならない。また、債務者死亡に対する帳簿上でのこのような負債の取り扱い、基本的にすべての正税帳類で共通している。なお、これを三上氏は「死亡免稲制」と呼称されており<sup>28</sup>、本稿でもこれに倣いたい。

この死亡免稲制に関して、死亡債務者とその負債額のリストであり、いわば正税帳の死亡免稲記載の明細にあたる天平11年(739)備中国大税負死亡人帳の一部が遺存している(大日古2-247~252)。これを詳細に分析された舟尾好正氏の研究によれば、この帳簿には

(α) 債務者の死亡時期が、貸付時期にあたる3月・5月に集中する

(β) その3月や5月(・6月)、および返済時期にあたる11月の死亡者の平均負債量は、他の月に比して著しく多い

といった不自然な点が認められ、死亡者に他者の負債額を被せる、または偽って高額債務者が死亡したことにするなどといった一定の帳簿操作による、一種の返済逃れがなされていた可能性が高いとされる<sup>29</sup>。

そもそも、先にみた雑令での出挙規定を改めて見直しても、死亡免稻制に関する文言は存在しない。また、その他の格などにおいても、奈良時代中に死亡免稻制の実施を指示するような法令は一切出されていない<sup>30</sup>。つまり死亡免稻制は法的根拠を有さない一種の慣行であり、それが実施され帳簿にも記載されることを国家は容認し、また地方社会においてはそれを利用した返済逃れまでもが行われていたとみられるのである。この点は、イネ出挙の大きな特徴として指摘できるであろう。

このように、少なくとも地方社会におけるイネ出挙の実務担当者たち（郡司・郡雑任・里長など）は、慣行を利用して（不正な）利を得ようとする逞しさやしたたかさを有していた可能性がある、と考えられるのである<sup>31</sup>。一方、平城京における借錢に対して、死亡免稻制に相当する対応がなされた徴証は確認できない。だが、上記を念頭に置きつつ借錢文書等を見直すと、借錢を受けていた平城京の下級官人たちも、類似の逞しさやしたたかさを有していたように認められるのである。

例えば、A群に含まれる宝亀4年（773）2月15日高向小祖月借錢解（大日古6-474）には「右件錢者限二廿日許一所レ請如レ件」とあり、かつ利息に関する文言がないことから、小祖は20日程度という短期間での返済を条件に無利息貸与を申し込んでいると読み取れる。それなのに、収納文には「以二七月六日一返上了」とあって返済はおよそ5ヵ月後まで遅れており、かつ利息を払った形跡はない。借錢の実際の運用場面では、債務者側に相当程度有利となる対応が受忍されていた様相がうかがわれよう。

さらに、B群のうち⑤天平宝字2年（758）2月上道真浄月借錢解（大日古4-261）と⑥天平宝字2年（758）6月27日氏未詳真養月借錢啓（大日古4-273）には、それぞれ左上部分に「恩免了」「恩免」とあり、返済が免除されている。その理由については詳らかでないが、三上2004（註13前掲）が指摘されるように、可能性としては同年8月朔日の淳仁天皇即位に関わる措置と考える余地もある<sup>32</sup>。また、これも三上2004の指摘どおり、『続日本紀』天平宝字元年（757）8月甲午（18日）条によれば改元に伴い出挙の利息が免除されている。奈良時代中の天皇即位や改元の機会は、現代よりもはるかに多い。現実には、現代の我々が漠然と想像する以上に、奈良時代においては各種債務が免除されるような機会が発生しえたのではなかろうか。ここにも、借錢に際しての債務者有利の傾向が見出されるのである。付言すれば、先にみた高向小祖のように返済期限の超過を続けていけば、それだけ債務免除の機会に遭遇する可能性も高まることになる。

このように考えると、著名な天平宝字6年（762）鳥取国万呂状（大日古15-441）に対し

でも、通説とは若干異なる解釈を施す余地も生じるのではなかろうか。本状は、債務不履行に陥った秦乙公らが已む無く逃亡し、名を偽って石山寺造営現場で働いていたものとして、下級官人層の生活破綻の実例として引き合いに出される史料である。だが、上記の状況に鑑みれば、乙公たちの逃亡は一種の方便で、それで時間を稼ぎつつ債務免除の機会を待つか、あるいはほとぼりが冷めたら平城京に戻るつもりであった、と見積もることも不可能ではないと感じられる。また、債務者有利の借錢運用が受忍されていた実情は、乙公たちの方便を受容する余地が社会の方にも存した可能性を示唆しよう<sup>33</sup>。

ところで、B群の文書には「借貸銭」や「借貸」といった語が見られるものもある（④天平勝宝2年〔750〕6月5日借貸銭解〔大日古3-406〕、⑤天平宝字2年〔758〕2月上道真淨月借錢解〔大日古4-261〕）。別稿で論じたように「借貸」は無利息貸与を指す語であり<sup>34</sup>、また文書中にも利息に関する文言が認められないことから、これらの借錢は無利息貸与であったと考えられる。無利息貸与は債権者側には何らメリットのないものであり、むしろ返済焦げ付きのリスクだけが存する。実際に、地方社会におけるイネ借貸は基本的に災害時の窮民救済策として実施されていた。平城京における無利息の借錢も同様に、経済的に困窮した下級官人などに対するある種の救済措置として機能したと想定することは充分可能であろう。平城京の下級官人たちは、時にはこのような措置も活用しながら、遅しく日々を生き抜いていたのではなかろうか。

本章では、イネ出挙と借錢との間に密接な関連性を見出すとともに、イネ出挙が借錢のあり方に一定程度の影響を与えた可能性を想定した。また、イネ出挙では法的根拠を持たない慣行的制度（＝死亡免稻制）が実施され、国家の側もそれを承認し、また地方社会の実務担当者たちはそれを利用するかたちで（不正な）利を得ていた可能性があることを指摘した。以上を前提としつつ平城京における借錢の在り方を再考し、借錢の運用は漠然と想像する以上に債務者有利になされていたことや、負債免除となる機会も比較的多く、また経済的困窮に対する救済措置となりうる無利息貸与も実施されていたことなどを指摘した。下級官人層は、借錢を受けていたとしても、必ずしも過度な経済的困窮に陥っていたと見なす必要はないものとする。近年の研究で指摘されている諸点ともあわせ、下級官人層のイメージ、特に経済状況に関してのそれを修正する必要性を主張したい。

## Ⅶ 宝亀年間の奉写一切経所での月借錢の意義

借錢一般に対する理解やいわゆる下級官人層のイメージに関して、再考を促した。つづいて、屋上屋を架すものではあるが、宝亀年間の奉写一切経所での月借錢の意義についても、先行研究に導かれつつ改めて検討を加えたい。



A群に含まれる宝亀3年(772)4月2日玉作廣長月借錢解(大日古19-313)では「婢」を質にしており、月借錢の申請者に奴婢を所有できる者がいたことが知られる。他に、「大刀身三隻」を質にした例(同年4月14日秦国依月借錢解〔大日古19-313〕)や一度に「四千」文も借用した豊田大山の例(同年経師等月借錢収納注文〔大日古25-353〕)などもある。山下2010(註9前掲)が指摘するとおり、彼らを生活困窮者と見なすことはできないだろう。また、そもそも写経生たちの収入の中心が布施であるという認識を改める必要がある、との市川2013(註10前掲)の指摘も重要である。いわゆる下級官人を輩出する層は、地域社会では一定以上の勢力を保つなど<sup>35</sup>、むしろ経済的には比較的裕福な人々も多かったと見なすべきであろう。そのような人々の間で実施されていた宝亀年間の月借錢は、やはり単なる生活困窮者への高利貸しと理解することはできない。

ちなみに、次のような史料も存する。

【史料4】天平宝字4年(760)経師廣田連清足請暇解(大日古14-447)

「廣田連清足謹解 申請暇日事

右、從<sub>二</sub>今月廿三日夕<sub>一</sub>、足瘡、不<sub>二</sub>便歩行<sub>一</sub>、望請十箇日暇、療治、仍具<sub>二</sub>事狀<sub>一</sub>、  
謹解、

天平寶字四年十月廿四日

(異筆①)「経師廣田清足軼了、今月十五日依<sub>レ</sub>例休去、以<sub>二</sub>二十九日<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>到、過<sub>レ</sub>限不<sub>レ</sub>到、今申<sub>二</sub>送病狀<sub>一</sub>

廿四日史生下道福麻呂

造東大寺司主典安都宿祿〈参<sub>二</sub>行幸所<sub>一</sub>〉」

(異筆②)「以<sub>二</sub>十一月十九日<sub>一</sub>参」

これによれば、廣田清足は「例」の休暇が明けても出勤せず、10月19日から23日まで無断欠勤し(異筆①)、24日に至ってようやく足の腫れを理由に10日間の療養を申請してきた。だが、その期限後もまた無断欠勤を続け、ようやく11月19日になって出勤してきた(異筆②)、という。写経生の布施は出来高払いであるから、清足はいわば自ら布施収入を放棄していたことになり、とても生活に苦しんでいたとは考え難い。写経生などの下級官人層が必ずしも生活困窮状態ではなかったことは、月借錢解以外の史料からも窺い言うと言えよう<sup>36</sup>。

反対に、奉写一切経所の状況はどうであったろうか。中村1992(註7前掲)は、月借錢が実施された時期の始二部一切経・更二部一切経書写事業の財源が不足していたこと、および月借錢の財源も不足していたため他の財源から融通したり一部の官人から錢を借用し

たりしてそれを補っていたことなどを指摘された。また、市川2013（註10前掲）は始二部一切經書写事業の再開に際して東大寺写經所と造東大寺司の財政の一本化が推進され、かつ東大寺写經所の規模縮小が図られたことなどを強調される。総じて、当該時期の写經事業は苦しい財政状況の中で遂行されていたと見なしうるだろう。加えて、特に山下2010（註9前掲）が強調されるように、月借錢の運用には写經所側の主導性が確かに認められる。彼此を勘案すれば、宝亀年間の奉写一切經所での月借錢は生活に窮した写經生たちが仕方なく借り入れたものというよりは、奉写一切經所側が写經事業の遂行・継続のための資金調達のために行ったものであり、写經生たちは写經所（ないし上馬養）に半ば強制されて月借錢を受けていた面が強いとする、近年の研究において提唱されている主張は首肯すべきものとする<sup>37</sup>。

一方、月借錢が開始される直前、宝亀2年（771）9月頃から翌3年正月頃にかけては写經事業がほぼ停止しており、写經生たちは布施収入を得られない状況にあったと考えられる<sup>38</sup>。すると、実質的な布施の前借りとしても機能しえた月借錢の借入について、写經生側にも一定程度の需要が存した可能性も想定しうるだろう。本稿では近年の研究での主張を認めつつ、月借錢を借り受けた者全員が必ずしも望まぬ借金を強要されたとは限らず、ある程度は貸し手と借り手の双方にメリットが生じうる範疇で月借錢は運用されていたと理解したい<sup>39</sup>。

このように考えて来ると、次の史料が注目される。

【史料5】天平20年（748）写疏所解（大日古3-110）

以二廿年八月十三日一、角勝麻呂、宴必可レ設〈事受已訖〉

右、以二七月廿八日一所レ為、定二過徵物一者〈件罪状具在二山／  
足并志斐万呂一〉

件宴事已受了、角恵麻呂

若期日有レ過、堂衆皆悉率將取レ物

天平廿年八月十一日〈志斐万呂／證他田三主〉

角勝麻呂が何らかの過失を犯した際に、その代償として宴を催して同僚たちをもてなすことを約した念書という、ユニークな史料である。この文書に精緻な分析と考察を加えた大平聡氏の研究によれば、ここには写經所内部での処理により事を穏便に済ませようとする、一つの共同体としての官司の秩序維持機能の発露が認められるという<sup>40</sup>。きわめて重要な指摘であり、従うべき見解と考える。

翻って、宝亀年間の奉写一切經所での月借錢にも、あるいはこれと類似の機能を想定す

ることも可能ではないだろうか。上述の見解に従えば、写経生たちは写経所からの月借錢借り入れの要請を受けることにより、自身は一定の経済的損失を受忍しつつ、写経所の財政の一端を支える役を担っていた。また、当座の現金を受け取ることに、写経生たちの側にも一定程度のメリットが存した可能性も考えられた。さらに、繰り返し月借錢を借り入れていた代表例として取り上げられる丈部浜足は、一方で他の写経生の月借錢の保証人にもなっており（宝亀3年〔772〕6月16日金月足月借錢解〔大日古19-311〕ほか）、写経生たちが相互に役割を入れ替えつつ、全体として月借錢が運用されていたと理解する余地も認められる。つまり、「構成員同士の理解と相互扶助により共同体としての官司の維持・存続を図る機能が具現化した制度」として月借錢を位置づけることも可能であると考えられるのである。この点に、宝亀年間の奉写一切経所での月借錢の大きな意義が存することを主張したい。

すると、市川2013（註10前掲）における「それでも彼らが月借錢を借りたのは、月借錢を請け負うこと自体が官人の実績として認知されていたため」（45頁）や「つまり下級官人は写経所内に人脈をつくり、新規事業の人事や新規採用などにおいて、自身の希望（＝子息を採用してもらうなど：筆者注）が適うよう努力していたのであり、その手段の一つが月借錢の借用だったのである」（46頁）との指摘は重要性を増してくる。市川氏に従えば、やはり官人側にも経済的損失を受容してまで月借錢を借り受けるメリットが存した可能性が高まるからである<sup>41</sup>。また、大平1997（註40前掲）も、【史料5】にみえる角恵麻呂と勝麻呂との関係を「本当に憶測の域を出ない」としながらも「親子と見るべきではないか」（66頁）とされ、すでに写経所に出仕している同族者を頼り、下働きなどをしてつつ実践的訓練を積んで「本採用」に備えようとする「経師予備軍」の存在を想定される。これを是とすれば、同族（子弟など）の採用を希望する官人層と、それにより出仕者の再生産を期待し得る官司という、両者にとって有益な関係性がここにも認められることになり、またそれを実現するための潤滑油の一つとして月借錢も機能していた可能性があるとも指摘しえよう。官人・官司間、および官人同士の有機的な関係性が表出した制度として月借錢を評価するのも、あながち的外れな指摘ではないと考える。

さらに、月借錢を下級官人たちを苦しめる高利貸しと捉える視点から解放されれば、雑令19公私以財物条での上限をはるかに超える月13%ないし15%という利率についても、新たな解釈を施す余地が開けてくる。前述のようにB群の文書中に見える出挙銭では、イネ出挙の在り様に引きずられたためか、長期借入を前提とした5割の固定利息が見受けられる。しかし、年単位の農業サイクルに拘束されるイネ出挙と異なり、借錢には長期借入を前提とする理由はなく、よりフレキシブルな運用が可能なはずである。その点、布施が入り次第の返済という月借錢の在り方は合理的とも評価でき、また3ヵ月以内に返済できれ

ば一般的なイネ公出挙を下回る利率となる。上述のように広義の借錢は奈良時代初頭よりある程度は実施されていたと考えられるが、そこにはイネ出挙の影響が根強く残存し、不合理な運用がなされる面もあった。それが「月」借錢という形態の定着により、錢貨の運用としてはより合理的な在り方に進化したものとして月借錢を位置づけることも可能であろう。またそれは、平城京における錢貨使用の成熟度合いを推し量るメルクマールの一つともなるかもしれない。この「錢貨の運用形態の変化と成熟を表す鏡としての姿」を、宝亀年間の奉写一切経所での月借錢のもう一つの意義として指摘したい。

## VIII おわりに

正倉院文書を主軸に据えつつ、木簡などにも目配りしながら、奈良時代の借錢について胡亂な考察を進めてきた。最後に、本稿で指摘した事柄を列記しておく。

- ・奈良時代の借錢についての先行研究は宝亀年間の奉写一切経所での月借錢に関心を集中させる傾向にあるが、月借錢は広義の借錢の一形態に過ぎず、借錢全般を見通した考察を行う必要がある
- ・借錢関連木簡には、出土が都城遺跡に限られる、多様な呼称が用いられている、奈良時代の各時期に万遍なく分布する、といった特徴が認められる。ここから、借錢は主として都城で行われたこと、やはり月借錢は借錢の一形態であること、奈良時代を通じて広義の借錢が一定程度実施されていたことが知られる
- ・雑令の出挙規定では、錢貨出挙と稲粟出挙との間に有機的な関係性が想定されている。一方、条文は錢貨出挙→稲粟出挙の順に配列されているが、これは唐令の配列を直接継受したためであり、起源も古く、かつ列島全土でより広範に実施されていた稲粟（特にイネ）出挙が錢貨出挙に対して影響を与えていたと考えられる
- ・正倉院文書B群中の文書にはイネ出挙の在り様の影響を思わせる文言が見られ、やはりイネ出挙が借錢に一定程度的影響を与えていた様子が認められる
- ・イネ出挙では「死亡免稲制」が法的根拠を持たないまま容認・実施されており、かつ現地の実務担当者はそれを利用して（不正な）利を得ていた可能性がある
- ・借錢においても、返済期日の超過が半ば容認（放置）され、負債免除の機会も多く、また無利息貸与も実施されるなど、債務者にとって有利な運用がなされていた様子が看取される。在地におけるイネ出挙の実務担当者同様、借錢を受けた官人たちもこれらを活用する逞しさやしたたかさを備えていたと考えられ、「下級官人層＝借錢に依存＝経済的困窮」というイメージは修正する必要がある
- ・宝亀年間の奉写一切経所での月借錢は、貸し手（写経所）と借り手（主として写経生）

とが一定の損失を受忍しつつ、双方にメリットが生じうる範疇で運用されていたと考えられる。その意味で、宝亀年間の奉写一切経所での月借錢は官人・官司間、および官人同士の有機的な関係性が表出したものと評価でき、また構成員同士の理解と相互扶助により共同体としての官司の維持・存続を図る機能が具現化した制度と位置づけられる

- ・「月」借錢という形態は、イネ出挙の在り様に引きずられがちであった借錢がその影響を脱し、錢貨の運用としてより合理的な在り方に進化したものとも評価できる。また、その定着は平城京における錢貨使用の成熟度合いを推し量るメルクマールの一つとなる可能性がある

冗長でまとまらない行論に終始したが、本稿で述べようとした事柄は以上が全てである。その可否は先学諸賢のご批評に委ねたいが、一つの仮説として、平城京の下級官人の経済状況、宝亀年間の奉写一切経所での月借錢の意義、平城京における錢貨運用の様相とその変遷、の3点について、通説とはやや異なるイメージを提供できたのではないかと思う。今後の研究の進展のための踏み台となれば幸いである。

## 付 記

本稿の骨子は拙稿2021「平城京の借金事情―月借錢と出挙―」（奈文研編『奈良の都の暮らしぶり～平城京の生活誌～』株式会社クパプロ）ですでに述べているが、書籍の性格上、史料や先行研究の引用を含め、十分な行論を尽くせていない。愚見については、今後は本稿に拠られたい。一方、拙稿2021は本稿でも言及した正倉院文書類の写真を多く掲載しており、また一部はカラー画像のため異筆や朱書の雰囲気も看取しやすい。合わせての参照をお願いしたい。

## 註

- 1 イネを媒体とする無利息貸与は、「借貸」などと称されるのが一般的であった（拙稿 2010a「借貸考―律令国家地方支配の一側面―」『続日本紀研究』385など参照）。
- 2 栄原永遠男 2018「月借錢解に関する基礎的考察」『正倉院紀要』40。
- 3 相田二郎 1923「金錢の融通から見た奈良朝の經師等の生活（上）・（下）」『歴史地理』41-2・3。
- 4 栄原永遠男 1985a「都のくらし」直木孝次郎編『古代を考える 奈良』吉川弘文館、栄原永遠男 1987「平城京住民の生活誌」岸俊男編『日本の古代9 都城の生態』中央公論社など。
- 5 鬼頭清明 1968「八、九世紀における出挙錢の存在形態―官営高利貸と下級官人層をめぐって―」『歴史評論』212（のち、鬼頭 1977『日本古代都市論序説』法政大学出版局に収録）、鬼頭清明 1977「上馬養の半生」前掲鬼頭1977。
- 6 弓野瑞子 1972「八世紀末の造東大寺司の財政機構についての一考察」『民衆史研究』10。
- 7 中村順昭 1992「奉写一切経所の月借錢について」『日本歴史』526（のち、中村 2008『律



- 令官人制と地域社会』吉川弘文館に収録)。
- 8 馬場基 2010『平城京に暮らす 天平びとの泣き笑い』吉川弘文館など。
  - 9 山下有美 2010「月借錢再考」栄原永遠男編『日本古代の王権と社会』塙書房。ただし、山下氏は月借錢を下級官人たちを困窮に陥れた原因の一つと理解し、写経生など下級官人層の生活の苦しさについては肯定されている。
  - 10 市川理恵 2013「下級官人と月借錢—宝亀年間の一切経写経事業を中心に—」『史学雑誌』122-6。
  - 11 栄原2018(註2前掲)。
  - 12 井原今朝男 2001「宋銭輸入の歴史的意義—沽価法と銭貨出挙の発達—」池亨編『銭貨 前近代日本の貨幣と国家』青木書店、井原今朝男 2002「中世借用状の成立と質券之法—中世債務史の一考察—」『史学雑誌』111-1 など。
  - 13 三上喜孝 2004「日本古代の銭貨出挙についての覚書」『国立歴史民俗博物館研究報告』113(のち、三上 2005『日本古代の貨幣と社会』吉川弘文館に収録)。
  - 14 栄原2018(註2前掲)や中村1992(註7前掲)では、A群の文書全点が一覧表にまとめられており有益である。
  - 15 他に宝亀3年(772)月借錢請人歴名(『大日本古文書』(編年文書)6巻 314頁。以下、「大日古6-314」のように略記)や同年経師等月借錢収納注文(大日古25-353)などの関連史料が存するが、本稿ではひとまず考察対象をA・B両群の借錢解類に絞って論を進める。
  - 16 宝亀3年(772)には月利13%であったが、翌宝亀4年以降は月利15%となる。
  - 17 計10回の申請記録が残る丈部浜足が特に著名である。なお、宝亀3年(772)11月27日丈部浜足月借錢解(大日古19-297)によると、浜足はこの時「妻子等」を質としている。
  - 18 借錢関連木簡については三上2004(註13前掲)も事例を収集して分析されているが、その後に出土した木簡や三上氏が言及されていない木簡も収集し、改めて取り上げる。また、松村恵司編 2021『古代銭貨関係木簡集成』(岡村印刷工業株式会社)も「出挙銭・月借錢関係木簡」を集成し論及されている。あわせて参照されたい。
  - 19 もちろん、地域社会における銭貨の流通や借錢の実施を完全に否定するものではない。『日本霊異記』下巻第22縁には、信濃国小県郡跡目里の豪族・他田舍人蝦夷が「銭稲出挙」を行っていたと記される。
  - 20 特に木簡№8は、裏面の記載内容を重視すれば習書の可能性が高いとも考えられる。
  - 21 一方、三上2004(註13前掲)では同一遺構からの出土である木簡№5・6について、№6の作製年代が№5よりもやや遡る可能性も想定されているが、特にそのように考えるべき理由は認められない。
  - 22 養老雑令24皇親条にも出挙に関わる規定があるが、論旨に影響しないため、ここでは言及を控える。
  - 23 仁井田陞 1933『唐令拾遺』東方文化学院東京研究所、仁井田陞著・池田温編集代表 1997『唐令拾遺補』東京大学出版会。
  - 24 天一閣博物館・中國社會科學院歴史研究所天聖令整理課題組校證 2006『天一閣藏明鈔本天聖令校證：附唐令復原研究』中華書局。また、天聖雑令については同書所収の黄正建 2006「天聖雑令復原唐令研究」、および三上喜孝 2007「北宋天聖雑令に関する覚書—日本令との比較の観点から—」『山形大学歴史・地理・人類学論集』8など参照。
  - 25 公出挙利率は、養老4年(720)に正税以外の雑色官稲の利率が3割とされたが(『続日本



- 紀』同年3月己巳〔17日〕条)、天平2年度(730)より遺存する諸国正税帳類では例外なく5割となっている。その後、公出挙利率が再び3割に引き下げられるのは延暦14年(795)であるため(『類聚国史』巻八十三・政理五・正税所収同年閏7月乙未朔条、『類聚三代格』巻十四・出挙事・弘仁元年〔810〕九月廿三日官符)、本稿では便宜的に奈良時代中の公出挙利率を原則5割として扱う。
- 26 先行研究では、②天平勝宝2年(750)出挙銭解(大日古3-395)の「八箇月内半倍進上」が先述した雑令19公私以財物条の規定に則った利率であることが指摘されている。誤りではないが、正確には公私以財物条では「毎<sub>二</sub>六十日<sub>一</sub>取<sub>レ</sub>利。」とされ、八箇月以内で半倍(=5割)の利率が固定されている点、あるいは長期の借り入れが前提とされている点などは、必ずしも公私以財物条の規定にそぐうものとは言えないだろう。私見では、むしろイネ出挙の影響が大きいものとする。
- 27 天平9年度豊後国正税帳の出挙項目については、拙稿 2010b「出挙未納と公廩」『国史学』201も参照。
- 28 三上喜孝 2005「出挙の運用」山中章編『文字と古代日本3 流通と文字』吉川弘文館(のち、三上 2013『日本古代の文字と地方社会』吉川弘文館に収録)。
- 29 舟尾好正 1973「出挙の実態に関する一考察―備中国大税負死亡人帳を中心として―」『史林』56-5。
- 30 死亡免稻制の詳細やその意義については別稿を期したい。今は結論だけを述べると、私見では8世紀の死亡免稻制は一切の法的根拠を持たない状態で実施されていたと考えている。
- 31 債務者(=死亡者、または死亡したことにされた者?)やその周辺の人々(一族など)が返済逃れの操作に関わっていた可能性は充分考えられる。ただ、イネ出挙の実務に携わる郡司以下の官人層がまったく関知しない中でそれを実行していたと想定するのは、やはり難しいであろう。ひとまず本稿では、死亡免稻制に関わる帳簿操作の主体はイネ出挙の実務を担う官人層であったと推定しておきたい。
- 32 『続日本紀』同日条に載る淳仁天皇の即位宣命詔には「又百官司(乃)人等、諸国兵士鎮兵伝駅戸等、今年田租免賜(久止)宣天皇勅」とあり、少なくとも田租は免除されている。
- 33 付言すれば、第三章(303頁)で述べたとおり、宝亀年間の奉写一切経所での月借錢についても全体傾向として返済期日が守られない場合が多かったことが指摘されている(月借錢の特徴(ろ))。
- 34 拙稿2010a(註1前掲)。
- 35 他田日奉部直神護の例などを想起されたい(天平20年〔748〕他田日奉部神護解〔大日古3-149〕)。
- 36 なお、無断欠勤を繰り返す廣田清足の太々しさには、前章でみたイネ出挙の実務担当者や借錢の債務者たちに認められたしたたかさ・遅しさに通じるものを感じられる。
- 37 奉写一切経所の主導と捉える山下2010(註9前掲)に対し、榮原2018(註2前掲)は上馬養の主体性を強調されるが、債権者(=貸し付け)側の主導性を重視する点で両説の主張は共通すると理解できる。
- 38 榮原永遠男 1985b「『食口案』より見た写経事業の運営と経師等の勤務状況(上)」『古代史研究』3、中村1992(註7前掲)。
- 39 この点に関して、山下2010(註9前掲)は宝亀3年(772)9月16日経師高向小祖等連署月借錢解(大日古3-312)について、当初は一人100文ずつの借用であったものが20文ずつ追加

されて一人120文ずつの借用とされたものであり、当初の100文も追加の20文も写経所の主導によって（≡写経生から見れば半ば強制的に）貸し付けられたものであった、一方で写経生たちは写経所側との交渉により追加の20文分には利息を加えないと約束させた、と理解される。しかし、当初の100文ずつの貸付が写経所側から割り当てられた半強制的なものであったと解する点には賛同するが、追加の20文には利息が付かないため、写経所側には返済焦げ付きのリスクが生じるばかりで何らのメリットもない。増額分に関しては、むしろ写経生側からの要求に基づくものと考えねばならないのではなからうか。仮にこの想定が認められるならば、月借錢に対するニーズが借り手の側にも一定程度は存したとする、また月借錢が貸し手・借り手双方の妥結点を探りつつ運用されたとする私見を補強する材料になるだろう。

40 大平聡 1997「宴開いて水に流して一写経所職員の共同体意識―『奈良古代史論集』3。

41 栄原2018（註2前掲）が「また市川理恵は、月借錢を借りたことが有効に機能して地位をあげたり、何らかの有利な状況をもたらされたりする状況を想定したが、そのような事例は見いだせない。」（197頁注（41））とされるなど、市川説には否定的な見方もあるが、本稿では氏の理解を肯定的に評価したい。